

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案

規制の名称：環境影響評価法の対象事業に係る風力発電事業の規模要件の緩和

規制の区分：新設、改正（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：環境省大臣官房環境影響評価課

評価実施時期：令和3年8月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

風力発電事業は、2012年10月より、環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）に基づく環境影響評価手続の対象となっており、その対象となる規模は、第一種事業が出力1万kW以上、第二種事業が同0.75万kW以上1万kW未満とされている。

風力発電事業を法に基づく環境影響評価手続の対象とした際の検討（2011年）では、同事業の環境影響に係る情報が十分ではなかったため、火力発電所と比較した土地改変面積の程度、地熱発電所と同様の動植物・生態系への影響として火山活動の影響を受ける脆弱で厳しい環境に設置される立地状況等から、必ず同手続を行うことが義務付けられる第一種事業の規模要件は、出力1万kW以上である事業とされた。

その後、2012年から2021年にかけて、風力発電事業に係る法に基づく環境影響評価手続が約400件（2021年2月時点）実施され、同事業を同手続の対象に追加した2012年当時と比べて事例や知見も充実してきた。こうした中、環境省及び経済産業省が設置した「令和2年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）において、同手続の対象とすべき「規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業」として捉えるべき風力発電事業の規模について、同手続の対象となって以来の事例の蓄積等、最新の知見に基づき、他の対象事業との公平性の観点も踏まえ、第一種事業の規模要件を出力5万kW以上とすることが適切との結論を得た。

今般、新たな知見に基づき、他の事業との公平性の観点も踏まえ検討した結果、法に基づく環境影響評価手続の対象とすべき風力発電事業の適正な規模が判明したことから、現行の規制を今後も継続した場合、同手続の対象とすることが適切でない事業であるにもかかわらずこれを義務付けるという不合理な法の運用が継続されることとなる。このことは、適切な制度の運用がなさ

れず、法の信頼性を失わしめることにつながるおそれがあるものである。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯(効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

[課題]

検討会において、法に基づく環境影響評価手続の対象とすべき「規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業」として捉えるべき風力発電事業の規模について、同手続の対象となって以来の事例の蓄積等、最新の知見に基づき、他の対象事業との公平性の観点も踏まえ、適正な規模の検討が行われた。

その結果、法に基づく環境影響評価手続の対象とすべき風力発電事業の適正な規模が判明したことから、現行の規制を今後も継続した場合、同手続の対象とすることが適切でない事であるにもかかわらずこれを義務付けるという不合理な法の運用が継続されることとなり、法の信頼性を失わしめることにつながるおそれがある。

[発生要因]

①に記載のとおり、風力発電事業を法に基づく環境影響評価手続の対象とした 2012 年当時は、同事業の環境影響に係る情報が十分でなかった。

しかし、今般、風力発電事業に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、約 400 件の実績が蓄積し、規模要件を見直すに足る事例や知見が 2012 年当時と比べて充実してきた。

[改正の内容]

環境影響評価法施行令(平成9年政令第346号。以下「令」という。)を改正し、法に基づく環境影響評価手続の対象となる風力発電事業の規模要件について、第一種事業においては出力を1万kW以上から5万kW以上に、第二種事業においては出力を7,500kW以上1万kW未満から3.75万kW以上5万kW未満に、それぞれ変更する。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

本改正には、事業者にとって新たに許可や届出等の事務が発生するものではないことから、追加的な遵守費用は発生しない。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

[行政費用]

風力発電所は規模にかかわらず立地場所の特性により環境影響が懸念される場合があることから、その立地等によっては、規模が大きいものでなくとも環境影響が懸念される場合がある。この点、我が国の環境影響評価制度は、法と地域の特性を踏まえて定められた環境影響評価条例とが一体となり、より環境の保全に配慮した事業の実施を確保してきたところであり、今回の令の改正により、自治体においては、立地場所その他地域の実情に応じ、条例等の制度的対応を取る必要があるか否かの検討を行い、これが必要と判断される場合にはその制定義業や施行に当たっての各種対応が発生することとなる。また、国においても、自治体の条例等による対応に係る検討に当たっての技術的助言を行うこと、適切に条例等が施行されているか等の状況をモニタリングすること等の対応が発生すると想定される。

<①自治体における検討に要する負担>

自治体における検討の負担について、少なくとも、風力発電所が条例の対象となっておらず、かつ風力発電のポテンシャルがある自治体において検討を要する自治体において検討を要する自治体を8自治体において検討を要するものと仮定すると、下記のとおり。

$$8 \text{ 自治体} \times 360 \text{ 時間}^{\ast 1} \times 2,600 \text{ 円}^{\ast 2} = 748.8 \text{ 万円}$$

※1 1自治体につき、360時間の対応を求められるものと仮定。

※2 時給=(地方交付税関係参考資料(令和3年度)の2職員給与費単価(一般職員分)の道府県分の職員Bの単価) 5,388,270円÷(8時間×5日×52週)=2,600円。以下の人件費においても同数値を用いるものとする。

一方で、自治体及び国における法に基づく審査に係る負担が一定程度軽減される。国及び自治体における審査の負担の軽減は、それぞれ以下のとおり。

＜②環境省の審査に係る負担の軽減＞

32 件^{※3} × 220 時間^{※4} × 2,600 円 = 1,830 万円

※3 2020 年度における 7,500kW～37,500kW の風力発電事業に係る配慮書、準備書の届出数

※4 1 審査につき、約 220 時間を要するものと仮定

＜③自治体の審査に係る負担の軽減＞

風力発電のポテンシャルがある自治体（現在、風力発電事業を条例の対象としている自治体及び今後条例対象とする自治体）のうち、配慮書手続が条例にない自治体を 15 自治体と仮定して、これらの自治体において、配慮書の審査を行う負担が軽減されるとした場合、

14 件 × 160 時間^{※5} × 2,600 円 = 624 万円

※5 2020 年度における 7,500kW～37,500kW の風力発電事業に係る配慮書審査のうち、上記 15 自治体の区域に該当するもの

※6 1 つの自治体における、配慮書審査に必要とする時間を約 160 時間とする。

自治体の検討等によって新たに発生する費用負担額（①）と軽減される費用（②、③）を比較すると、その他算出が困難である費用負担（条例に関するモニタリングや技術的助言等）が一部国に生じることを踏まえても、本改正によって大幅な負担増加にはつながらないと考えられる。

◆簡素化した評価手法による評価◆

別に定める要件を満たす場合は、簡素化した評価手法による評価を実施することができる。

詳細は、「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」第三部参照

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

本改正は、新たな知見に基づき、他の事業との公平性を踏まえ検討した結果、法に基づく環境影響評価手続の対象とすべき風力発電事業の適正な規模が判明したことから、法の規定に照らした適正な規模に改めることにより、不合理な状況を解消し、制度の信頼性を確保するものである。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

本改正の金銭価値は⑦に記載のとおり。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

本改正により法に基づく環境影響評価手続の対象外となる風力発電事業の環境影響評価手続の年間実施件数を次のとおり仮定する。

60件（直近5年の間に法に基づく環境影響評価手続を開始した風力発電事業の件数のうち、出力規模が3.75万kW未満の事業）

$$60 \text{ 件} \div 5 \text{ 年} = \text{約} 12 \text{ 件} / \text{年}$$

また、法に基づく環境影響評価手続を実施することにより一般的に事業者が負担する費用額を1.3億円/件※と仮定すると、

$$12 \text{ 件} / \text{年} \times \text{約} 1.3 \text{ 億円} / \text{件} = 15.6 \text{ 億円} / \text{年}$$

の遵守費用額の削減となる。

※再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会第2回（令和3年2月8日）参考資料4より（一般社団法人日本風力発電協会によれば、「一般的な風力発電事業では、環境影響評価法に基づく手続に要する費用に約1.3億円と試算」とされている。）。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。
※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

前述のとおり、本改正により、法に基づく環境影響評価手続の対象外となる規模の風力発電事業は、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれはないものの、立地する場所によっては、地域の実情により看過できない環境保全上の問題を起こすおそれがある。この点、我が国の環境影響評価制度においては、法と地域の特性を踏まえて定められた環境影響評価条例とが一体となり、より環境の保全に配慮した事業の実施を確保してきたところであり、地域の実情に応じ、風力発電の環境影響評価手続に係る条例の整備がなされ、地域の実情にあった環境影響評価手続が実施されることとなる。

なお、地域において条例が整備されるまでの期間において、環境保全上の問題が生じることのないよう、本改正に当たっては所要の経過措置を設けることとする。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

法の運用においては、住民、事業者、自治体等の関係者の信頼性を確保した上での運用が必要不可欠である。

本改正は、新たな知見に基づき、他の事業との公平性の観点も踏まえ検討した結果、法に基づく環境影響評価手続の対象とすべき風力発電事業の適正な規模が判明したことを踏まえ、同手続の対象を是正し、不合理を解消することにより、法に基づく環境影響評価制度の信頼性の確保を図るものである。

本改正によって条例整備等の一定の行政における負担は生じるものの、追加的な遵守費用は発生せず、その一方で、本改正により上記関係者の環境影響評価制度への信頼性の確保が図られることから、法を今後も適正に運用していくに当たり、本改正によって高い効果を得ることができると考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

本改正は、法に基づく環境影響評価手続の対象とすべき規模要件よりも小さな規模の事業についても同手続を義務付けている現状の制度について、最新の知見に基づき、他の事業との公平性の観点も踏まえ検討した結果、適正な規模要件に変更するものである。この目的を達成するためには、対象事業の範囲を規定している令の改正を実施する以外の方法は採用できない。

（なお、検討会（再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会報告書（令和3年3月））においては、

- ・法に基づく環境影響評価手続の対象とすべき「規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業」（第一種事業）について、面的事業の100haをメルクマールとしつつ、風力発電事業の特性として懸念される発電設備（風車）による環境負荷の度合いに鑑みれば、より厳しい50ha相当の出力規模とすることが適切である。
- ・この考え方及び風力発電は設備を列状に配置することが多い点を踏まえ、2012年以降に環境影響評価書手続が終了した46事例について、道路等と同様に線的な事業とみなして分析すると、50haに相当する出力はおよそ5万kWとなった。
- ・このため、風力発電の適正な規模要件は、第一種事業は5万kW以上、第二種事業は3.75万kW以上5万kW未満とすることが適切である。

とされたところであり、本政令改正で設ける数値以外の数値で規模要件を設定することは適切でない。）

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

本改正は、検討会の報告書の内容を踏まえて立案している。当該検討会において風力発電の適正な規模要件の根拠について、実際の法対象となった事業のデータに基づき議論を行った。

- ・再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会

http://assess.env.go.jp/4_kentou/4-

[1_kentou/reportdetail.html?page=4_kentou/index&kid=19](http://assess.env.go.jp/4_kentou/4-1_kentou/reportdetail.html?page=4_kentou/index&kid=19)

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

今回の改正後の令の施行状況を踏まえ、施行後概ね 5 年以内に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

風力発電事業に係る法の施行状況調査、自治体における条例の整備・施行状況等を調べること等により、把握を行う。把握を行う手法については、適切な方法を今後検討する。

- ・自治体における条例等の制度の制定、改定等の件数
- ・自治体において適切に条例等が施行されているか等の状況
- ・法に基づく審査件数